

「健康食品」を
製造・販売する
事業者の皆さんへ

安全

安心



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

彩の国  埼玉県

目 次

1	はじめに	1 ページ
2	「健康食品」の分類	1 ページ
3	「健康食品」を取り巻く関係法令	2 ページ
4	「健康食品」を製造・販売又は輸入する場合の手続	2 ページ
5	「健康食品」の容器や被包等の表示	4 ページ
6	「健康食品」の成分本質（原材料）からみた分類	5 ページ
7	食品衛生法	5 ページ
8	食品表示法	8 ページ
9	健康増進法	17 ページ
10	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）	20 ページ
11	景品表示法	25 ページ
12	特定商取引法	28 ページ
	相談窓口	33 ページ

1 はじめに

今日、国民の健康への関心の高まりと共に、健康に良い、偏った食生活のバランスを保つのに効果があるなどとして、「健康食品」が多種多様に製造又は輸入され、販売されている一方、「健康食品」の中には、死亡例をはじめ多くの健康被害例も報告され、適正な製造（表示）、販売が求められています。

「健康食品」を製造、輸入、販売される皆さんには、「健康食品」に関する法令等の規制内容を理解の上、適正に製造、輸入、販売してください。

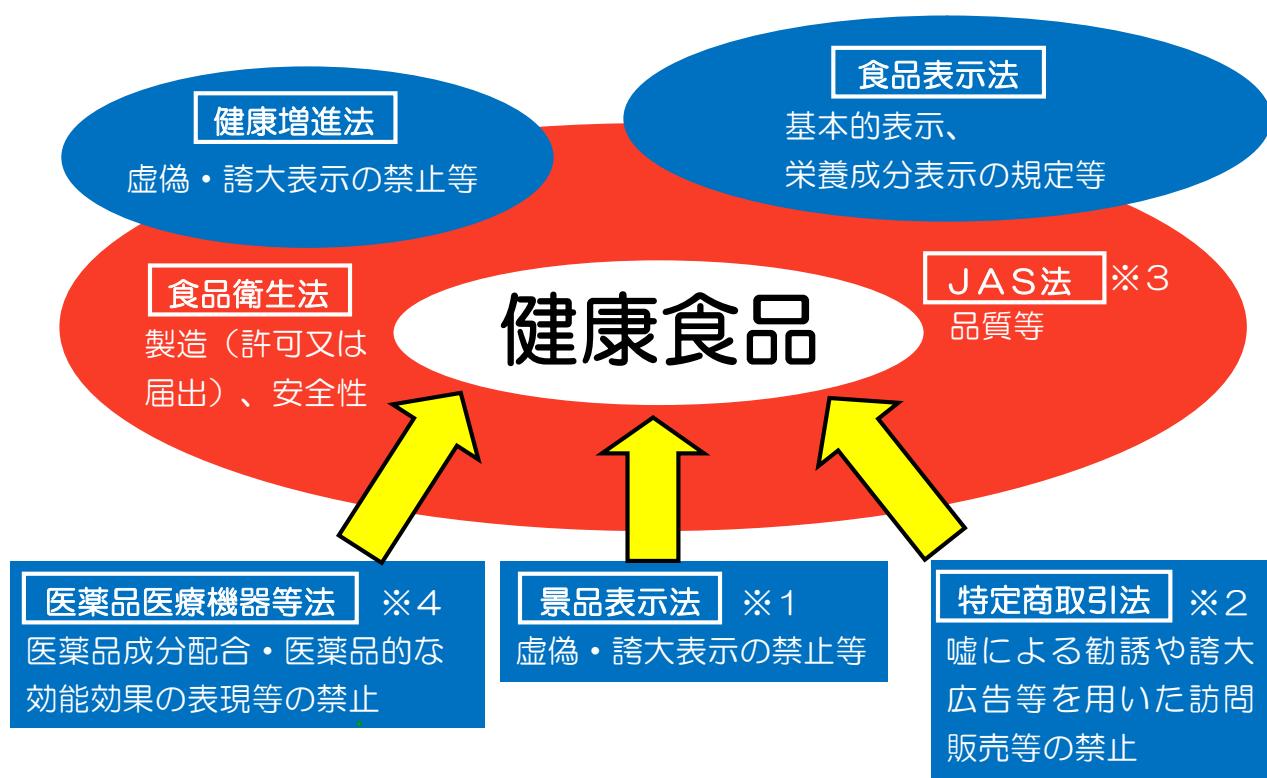
2 「健康食品」の分類

- 「健康食品」には、法令上明確な定義はありません。一般に「広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般」を指している用語です。「健康食品」は、一般食品に含まれます。
- 食品衛生法では、「食品とは、すべての飲食物をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品は、これを含まない。」としており、口から摂取されるものは、食品のほかは、医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品に分類されます。

医薬品	食 品		
	保 健 機 能 食 品		
医薬品 (医薬部外品及び再生医療等製品を含む)	<p>特定保健用食品</p>  <p>この表示が必要 許可された保健の効果の表示ができます</p>	<p>栄養機能食品</p> <p>マークはありません</p> <p>定められた栄養成分の機能のみ表示することができます</p>	<p>機能性表示食品</p> <p>マークはありません</p> <p>消費者庁長官の個別の許可を受けたものではありません</p>
医薬品医療機器等法	<p>食品表示法・健康増進法等が適用</p> <p>食品として販売される無承認無許可医薬品や、生鮮食品等明らかに医薬品医療機器等法（旧薬事法）の適用対象とならない食品についても規制の対象となります。</p>		

3 「健康食品」を取り巻く関係法令

- 「健康食品」の製造や販売にあたっては、複数の法令が関与しています。



※1 景品表示法=不当景品類及び不当表示防止法

※2 特定商取引法=特定商取引に関する法律

※3 JAS法=農林物資の規格化等に関する法律

※4 医薬品医療機器等法=医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

4 「健康食品」を製造・販売又は輸入する場合の手続

- 「健康食品」は食品ですので、食品衛生法等の手續が必要です。

(1) 製造又は販売する場合

【食品衛生法・食品衛生法施行条例】

施設（工場等）を管轄する保健所へ、営業許可申請書又は営業届を提出する必要があります。この他、決められた表示等を行う必要があります。

(2) 輸入する場合

検疫所に輸入の手続をする必要があります。

➡ 輸入する品物が決まった段階で、検疫所の輸入食品監視担当窓口に相談してください。

注意!!

海外では「健康食品」として流通していても、日本では医薬品となる場合があります。

海外から「健康食品」を輸入する場合は、成分を分析したり、検査結果を取り寄せたりするなど、安全性を確認することが大切です。

検疫所名	電話番号	担当区域
成田空港検疫所	0476-34-2301	千葉県（成田市、香取郡多古町及び山武郡芝山町に限る。）
東京検疫所	食品監視課 (東京港湾合同庁舎)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都（羽田空港検疫所支所の担当区域を除く。）山梨県、長野県
	食品監視第二課 (船橋港湾合同庁舎)	千葉県（野田市、柏市、流山市、松戸市、鎌ヶ谷市、船橋市、習志野市、浦安市及び市川市に限る。）
羽田空港検疫所支所	03-6847-9320	東京都（東京国際空港（羽田空港）に限る。）
千葉検疫所支所	043-241-6096	千葉県（成田空港検疫所及び東京検疫所食品監視第二課の担当区域を除く。）
川崎検疫所支所	044-277-0025	神奈川県（川崎市に限る。）
横浜検疫所	045-212-1313	神奈川県（川崎検疫所支所の担当区域を除く。）

お近くの検疫所は厚生労働省のホームページで確認できます。

（URL：<https://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/sisetu/ken-eki.html>）

「健康食品」の輸入代行業を行う場合は、次のことに注意してください。

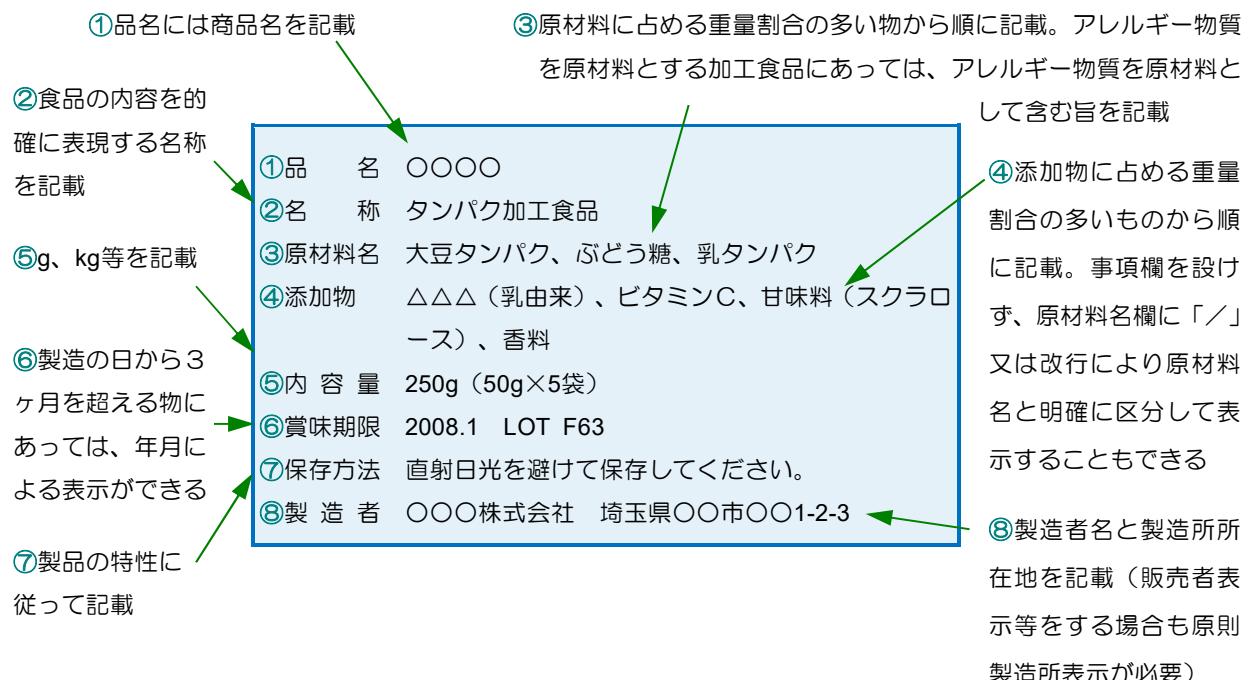
- ① 「健康食品」の輸入代行業とは、個人が海外から自ら輸入し使用する際、輸入手続を行なう業務です。
- ② 「健康食品」の輸入代行業については、食品衛生法等に基づく特段の許可は必要ありません。
- ③ 輸入代行業は、医薬品（又は医薬品とみなされる物）について、次の行為はできません。
 - ア 自らの資金で輸入し、消費者の依頼に応じて、消費者に販売すること。
（無承認無許可医薬品の製造販売となり、医薬品医療機器等法に違反します！）
 - イ リストを作成し、消費者に提示すること。
（無承認無許可医薬品の広告となり、医薬品医療機器等法に違反します！）

5 「健康食品」の容器や被包等の表示

(1) 必要な表示

【食品表示法に基づく表示】

● 一括表示欄に記載する表示



● 食品に含まれる栄養成分などの表示

例) エネルギーやたんぱく質などの栄養成分等の含有量などを表示

例) 『ビタミンA含有食品』などの栄養成分に関する強調表示

→ 「食品表示基準」に従った表示が必要です。10ページ参照

● 保健機能食品の表示

名称及び分類	表示内容	例示等
特定保健用食品	特定の保健の目的が期待できる旨	「おなかの調子を整える」「コレステロールの吸収を抑える」など
栄養機能食品	規格基準が定められている20種類(n-3系脂肪酸、ビタミン13種類、ミネラル6種類)の栄養成分の機能	「カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。」など
機能性表示食品	特定の保健の目的が期待できる旨 * 安全性の確保を前提として、科学的根拠に基づいた機能性が、事業者の責任において表示されるものです * 国が定めるルールに基づき販売前に消費者庁に届け出る必要があります	おなかの調子を整える、脂肪の吸収をおだやかにするなど

(2) してはいけない表示

【健康増進法】 ※詳しくは16ページ

健康増進法は、健康の保持増進効果等についての虚偽・誇大広告等の表示を禁止しています。

【医薬品医療機器等法】 ※詳しくは20ページ

「健康食品」の表示等が次のいずれかに該当する場合は、医薬品とみなされ、医薬品医療機器等法違反となります。

- ① 医薬品的な効能効果を標ぼうするもの（暗示を含め、表示したり、説明したりすることはできません。）
- ② アンプル形状など専ら医薬品的な形状であるもの
- ③ 用法用量が医薬品的であるもの

【景品表示法】 ※詳しくは24ページ

景品表示法は、虚偽・誇大な「不当表示」を禁止しています。

6 「健康食品」の成分本質（原材料）からみた分類

- 使用できる成分について、厚生労働省がリストを作成しています。
製造・販売又は輸入の際、「健康食品」に含まれる成分に注意しましょう。

 23ページ参照

- リストにない成分本質（原材料）は厚生労働省に相談してください。

リストにない成分本質を含む物を輸入販売又は製造する事業者の方は、あらかじめ、成分本質（原材料）の学名等の資料を厚生労働省担当課あて提出し、その判断を求めることになります。問い合わせ方法については、各保健所生活衛生・薬事担当又は県薬務課まで御相談ください。

※リストは更新されます。薬務課ホームページから御確認ください。

URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0707/kensyokutsuti.html>

- 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所のホームページ（<https://hfnet.nibiohn.go.jp>）で、「健康食品」の安全性・有効性情報を入手できます。素材情報のデータベースもあります。

7 食品衛生法

(1) 食品の成分に関する事項

【特別の注意を要する成分等を含む食品】

令和2年6月1日から施行された改正食品衛生法では、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であって、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したもの（以下「指定成分等」という。）を含有する食品が、「指定成分等含有食品」と定められました。令和7年12月現在、次の4つの成分が指定されています。指定成分等は別名で流通していることもあることから、参考に代表例を示します。

指定成分等含有食品	別名例
コレウス・フォルスコリー	Coleus、Forskolin、Coleus forskohlii
ドオウレン	クサノオウ、ハックツサイ、ヨウシクサノオウ、グレーターセランディン、Celandine、Greater celandine、Swallow-wort、Chelidonium majus
プエラリア・ミリフィカ	白ガウクルア、White Kwao Krua、Pueraria mirifica
ブラックコホシュ	ラケモサ、Black cohosh、Black snakeroot、Actaea racemosa

【健康被害情報の届出】

指定成分等含有食品を取り扱う営業者は、その取り扱う指定成分等含有食品について次の情報を得た場合は、その情報を遅延なく、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下、「都道府県知事等」という。）へ届け出る必要があります（届出義務）。

＜健康被害情報の届出範囲＞

- ① 症状の重篤度にかかわらず、指定成分等含有食品による健康被害と疑われる事例

※指定成分等含有食品を摂取した者に生じた健康の影響や体調変化に係るあらゆる事象であり、因果関係が不明であるものを含みます。

- ② 健康被害を生じさせるおそれがある旨の研究報告等

＜届出時期の目安＞

情報を入手した日から起算して概ね 30 日以内（死亡を含む重篤な場合は 15 日以内）に届け出てください。ただし、発生件数の急速な増加や広範囲における発生など、速やかに危険防止措置を講じなければならない可能性がある場合は、速やかに届け出てください。

【適正製造規範（GMP）】

指定成分等含有食品の製造又は加工を行う場合の基準が定められ、営業者による適正製造規範、いわゆるGMP（Good Manufacturing Practice）が制度化されました。

指定成分等含有食品の製造又は加工を行う場合は、内閣総理大臣が定める基準を遵守する必要があります。

※ 内閣総理大臣が定める基準については、消費者庁ホームページをご確認ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/health_food

【食品表示】

令和2年6月1日以降に製造、加工又は輸入された指定成分等含有食品は、これまでに食品表示基準に定められた事項に加え、新たに指定成分等含有食品に係る事項を表示する必要があります。詳細は次項「8食品表示法」をご確認ください。

（2）機能性表示食品等（※）の健康被害情報の提供義務に関する事項

令和6年、機能性表示食品を喫食した複数の方から健康被害の訴えがあり、この機能性表示食品を原因とする健康被害が疑われた事例が発生しました。

この事例を受け、令和6年8月23日付け食品衛生法施行規則が改正され、以下のとおり健康被害情報の提供が義務化されました。

※ 機能性表示食品等：特定保健用食品及び機能性表示食品

【提供の義務が課される者】

届出者等

- ・特定保健用食品に係る健康増進法第43条第1項の許可を受けた者
- ・食品表示基準第2条第1項第10号口に規定する届出者（機能性表示食品の届出者）

【健康被害情報の収集】

食品衛生法施行規則別表第17の第9号ハにおいて、届出者等は、機能性表示食品等に係る健康被害に関する情報を「情報提供票」（※）を用いて収集するとともに、健康被害の発生及び拡大のおそれがある旨の情報を得た場合には、当該情報を都道府県知事等に速やかに提供することを定めています。

※ 情報提供票：「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」（令和6年8月23日付け健生食監発0823第4号及び医薬監麻発0823第1号）の別紙様式

【情報提供の対象となる健康被害】

情報提供の対象となる健康被害とは、医師の診断を受け、喫食後に発生した症状がその食品又は添加物に起因する、又はその疑いがあると診断されたものです。

【情報提供の義務が生じる場合及びその提供期限】

届出者等は、以下の場合、収集した健康被害情報を、知った日から15日以内に都道府県知事等に提供する必要があります。

- ・同一の機能性表示食品等による健康被害のうち、同じ所見の症例が短期間に複数発生（※）した場合
(※ 短期間に複数発生：概ね30日以内の間に、同じ所見の症例が2例発生)
- ・喫食者が死亡した事例、医師が重篤と判断した事例

【情報提供先】

収集した情報は、届出者等の主たる事務所の所在地を管轄する保健所にて提出ください。

なお、情報提供について判断に迷うことがあれば、管轄の保健所にてご相談いただきますようお願いします。

8 食品表示法

平成27年4月1日に食品表示法が施行され、食品表示法第4条の規定に基づく食品表示基準（内閣府令）により、食品の表示制度がひとつに統合されました。

表示は邦文で理解しやすい用語で正確に行います。また、包装を開かないで容易に見られるようにします。

以下に掲げる事項以外にも、食品の種類によっては表示が必要な項目がありますので、表示を行う際はよく基準を確認してください。

（1）食品の名称

食品の内容を的確に表し、社会通念上一般的に通用する名称を表示します。

商品名では、中身がわかりにくいものがあるので注意しましょう。

（2）製造者氏名及び製造所所在地

原則として製造者氏名（法人の場合は法人名）、製造所所在地を記載します。

表示する時の注意点!!

- ① 個人商店の屋号を製造者として表示することはできません。

製造者が個人の場合は、個人の名前を記載しなくてはなりませんが、どうしても屋号を入れたい場合は、「〇〇商店（代表者 口口太郎）」としてください。

- ② 住所は、都道府県名から住所番号まで正しく記載してください。

なお、次のような時は省略が可能です。

ア 政令市および県庁が所在する市については、都道府県名を省略可能

イ 同一都道府県内に、同一の町村名がない限り、郡名を省略可能

※固有記号

製造者氏名・所在地の代わりにあらかじめ消費者庁長官に届け出た、製造所を示す記号です。

使用できる記号は、アラビア数字、ローマ字、ひらがな、カタカナです。

平成28年4月1日以降は、原則、同一食品を2以上の工場で製造する場合に限り製造所固有記号を利用できます。

製造所固有記号を使用する場合には、次のいずれかの事項を表示してください。

- ① 製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
② 製造所所在地等を表示したWebサイトのアドレス等
③ 当該製品の製造を行っている全ての製造所所在地等

(例)

製造者 さいたま市浦和区高砂3-15-1

さいたま商事(株)+AK2 (自社工場)

お客様ダイヤル 000-00-0000

※乳・乳製品の場合はこの方法のみ可能

販売者 さいたま市浦和区高砂3-15-1

さいたま商事(株)+TK (製造を委託された工場)

当社ウェブサイト

http://・・・・・

(3) 使用した添加物

原則として、使用した添加物や原材料に含まれる添加物はすべて表示します。
ただし、加工助剤、キャリーオーバーなど、記載しなくてよい添加物があります。

① 表示方法

ア 物質名を記載するもの

イ 用途名を併記するもの（8種類）

甘味料、着色料、保存料、増粘剤・安定剤・ゲル化剤又は糊料、酸化防止剤、
発色剤、漂白剤、防かび剤又は防ぼい剤

ウ 一括名で記載できるもの（14種類）

イーストフード、ガムベース、かんすい、苦味料、酵素、光沢剤、
香料又は合成香料、酸味料、軟化剤、調味料、豆腐用凝固剤又は凝固剤、乳化剤、
PH調整剤、膨張剤・ベーキングパウダー又はふくらし粉

② 表示が免除されるもの

ア 加工助剤・・・食品の加工の際に添加されるもの

(ア) 食品の完成前に除去されるもの

(イ) 最終的に食品に通常含まれる成分と同じになり、かつ、その成分量を増加させる
ものではないもの

(ウ) 最終的に食品中にごくわずかな量しか存在せず、その食品に影響を及ぼさないも
の

イ キャリーオーバー

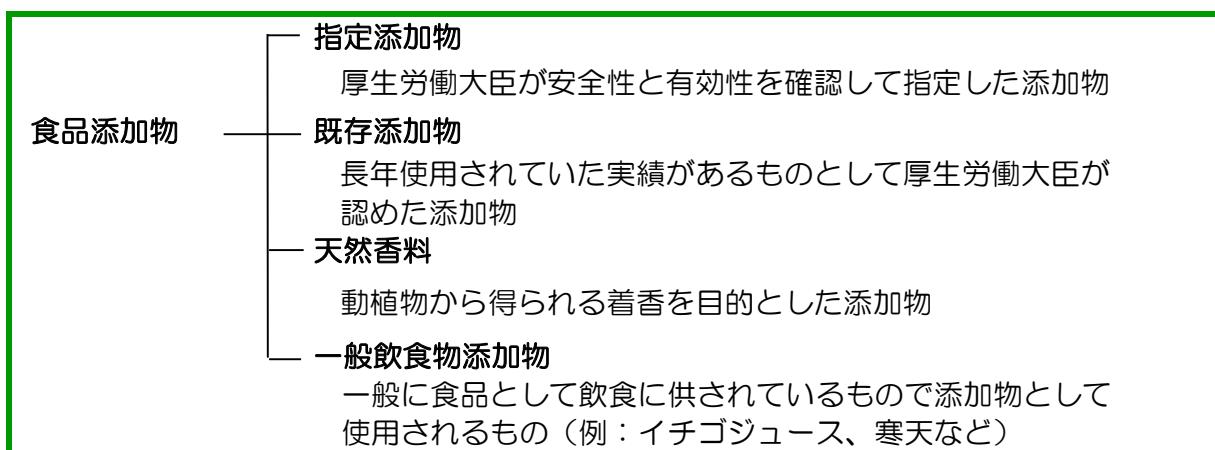
食品の原材料の製造又は加工の過程で使用され、その食品の製造過程では使用されな
いもので、最終食品に効果を発揮することができる量より明らかに少ない場合

食品添加物の不使用表示に関するガイドライン

令和4年3月30日、食品添加物に関して、食品関連事業者が自主的に行っている「無添
加」や「不使用」といった表示について、表示禁止事項に該当するかどうかを判断するた
めのガイドラインが新たに策定されました。

ガイドラインでは、注意すべき不使用表示を10の類型に分け、各類型で表示禁止事項
に該当するおそれが高いと考えられる表示がまとめられています。このガイドラインは消
費者に誤認を与えないよう留意すべき具体的な事項をまとめたものであり、食品関連事業者
が自己点検する際に利用することができます。

[参考：添加物の分類]



(4) 消費期限と賞味期限

期限表示には、「消費期限」と「賞味期限」の2種類があり、製品の微生物試験等の結果に基づき、科学的、合理的に安全で品質が確実に保たれる範囲で製造者が独自に設定します。

① 消費期限	定められた方法により保存した場合において、腐敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くおそれがないと認められる年月日。
② 賞味期限	定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が可能であると認められる期限を示す年月日。 ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。

◎ 期限表示設定の基本的な考え方

① 食品の特性に配慮した客観的な指標の設定
理化学試験 粘度、濁度、比重、過酸化物価、酸価、PH、酸度、栄養成分、糖度
微生物試験 一般細菌数、大腸菌群数、大腸菌数、低温細菌残存の有無、芽胞菌の残存の有無
官能検査 食品の性質を人間の視覚・味覚・嗅覚などの感覚を通して、それぞれの手法にのっとった一定の条件下で評価する。
② 食品の特性に応じた「安全係数」の設定
食品の特性に応じて、設定された期限に対して1未満の係数（安全係数）をかけて、客観的な指標において得られた期限よりも短い期間を設定することが基本である。
③ 特性が類似している食品に関する期限の設定
食品の特性等を十分に考慮した上で、その特性が類似している食品の試験・検査結果等を参考にすることにより、期限を設定することは可能である。
④ 情報の提供
期限表示を行う製造者等は、期限設定の設定根拠に関する資料等を整備・保管し、消費者等から求められたときには情報提供するよう努めるべきである。

(5) アレルギー原因物質を含む食品（令和7年12月時点）

① 表示義務があるもの（特定原材料 8品目）

小麦、卵、牛乳、えび、かに、くるみ……症例数が多い
そば、落花生………症状が重篤で生命に関わるもの

② 可能な限り表示するもの（特定原材料に準ずるもの 20品目）

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイ
フルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、
マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

(6) 指定成分等含有食品の表示

令和2年6月1日以降に製造、加工又は輸入された指定成分等含有食品（7食品衛生法参照）は、これまでに食品表示基準に定められた事項に加え、新たに次の事項を容器包装に表示する必要があります。

表示事項	表示の方法
指定成分等含有食品である旨	「指定成分等含有食品（〇〇）」と表示します。 (〇〇は、食品衛生法第8条第1項に規定する指定成分等の名称)
食品関連事業者の連絡先	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の電話番号を表示します。
指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨	「指定成分等とは、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物です。」と表示します。
体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨及び食品関連事業者に連絡すべき旨	「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。加えて、体調に異変を感じた旨を表示された連絡先に連絡してください。」と表示します。

(7) 保存方法

開封前の保存方法を、食品の特性に従って、具体的かつ平易な用語で表示します。

（表示例）

- 直射日光を避けて、常温で保存してください
- 要冷蔵（10℃以下）

ただし、食品衛生法第13条第1項の規定により保存方法の基準が定められたものについては、その基準に従って表示します。

(8) 栄養成分表示について

食品表示法の施行（平成27年4月1日）に伴い、食品の製造、加工若しくは輸入を業とする者又は食品の販売を業とする者（食品関連事業者等）に対し、＊原則として、すべての消費者向けの加工食品、添加物を販売する場合に栄養成分表示が義務付けられました。

* 容器包装の表示可能面積が小さい、小規模事業者が販売するものなど、栄養成分表示が省略できる規定があります。（食品表示基準第3条第3項）

① 表示の方法及び留意点

食品の100g若しくは100mℓ又は1食分、1包装その他の1単位当たりの栄養成分の量及び熱量について、食品表示基準別記様式2又は3により表示してください。1食分の場合には、1食分の量（〇g、〇個など）を併記してください。

また、食品表示基準では、ナトリウムの量は「食塩相当量」に換算して表示します。ただし、ナトリウム塩を添加していない食品又は添加物について、ナトリウム量を任意に表示しようとすると場合は、食塩相当量に加えて、ナトリウム量を表示することができます。その場合、ナトリウムの量の次にカッコ書きで食塩相当量を枠内に記載します。

[別記様式2]を用いた表示例

ビスケット

栄養成分表示 1食(20g)当たり	
熱量	100 kcal
たんぱく質	2.3 g
脂質	5.1 g
炭水化物	10.1 g
食塩相当量	0.3 g

＜主な留意点＞

- ア 様式中の栄養成分及び熱量の順番は変更できません。
- イ 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分の量及び熱量である旨の文字を冠して一括して表示できます。
- ウ この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができます。

[別記様式3]を用いた表示例

ビスケット

栄養成分表示 1食(20g)当たり	
熱量	100 kcal
たんぱく質	2.3 g
脂質	5.1 g
- 飽和脂肪酸	1.1 g
- n-3系脂肪酸	1.5 g
- n-6系脂肪酸	1.7 g
コレステロール	1.0 mg
炭水化物	10.1 g
- 糖質	9.1 g
- 糖類	8.7 g
- 食物纖維	1.0 g
食塩相当量	0.3 g
任意の栄養成分	・・・

＜主な留意点＞

- ア 糖質又は食物纖維のいずれかの量を表示しようとする場合は、炭水化物の内訳として糖質の量及び食物纖維の量の両方を記載します。（炭水化物の表示は省略できません）
- イ 義務表示となっている栄養成分以外で表示しない成分がある場合には、様式にかかわらず成分名等を省略してください。
- ウ 脂質のうち、「飽和脂肪酸」「n-3系脂肪酸」「n-6系脂肪酸」を表示する場合は、脂質の総量を表示するとともに、表示したい脂肪酸の量を併記してください。

※ 食品表示基準が適用される栄養成分表示とは、定められた栄養素（食品表示基準別表第9）及び熱量そのものを表示するのはもちろんのこと、その他このようなものを示唆する一切の表現が含まれた表示も対象となります。

- (例) • ビタミン、ミネラルなどの総称
 • 炭水化物における食物繊維など、その種類である栄養成分
 • プロテイン、ファットなどの別名称
 • たんぱく質におけるアミノ酸など、その構成成分
 • β - カロテンなどの前駆体

② 強調表示の方法

「高〇〇〇」、「〇〇入り」など、その栄養成分が補給できる旨の表示、又は「低〇〇」、「〇〇控えめ」等適切な摂取ができる旨の表示をする場合は、定められた基準や条件を満たす必要があります。

(食品表示基準第7条、別表第12・13)

<補給ができる旨の表示> 日本人の栄養摂取状況からみて、欠乏が国民の健康維持・増進に影響を与えているものとして、21成分について「豊富」や「含有」等のように強調して表示する場合の基準が設けられています。

たんぱく質、食物繊維、亜鉛、カリウム、カルシウム、鉄、銅、マグネシウム、ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、葉酸

<適切な摂取ができる旨の表示> 日本人の栄養摂取状況からみて、過剰摂取が国民の健康維持・増進に影響を与えているものとして、6成分について「無」や「低」などのように強調して表示する場合の基準が設けられています。

熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類、ナトリウム

他の食品と比べて栄養成分の量や熱量が多い（少ない）という場合（相対表示）や糖類無添加及びナトリウム塩無添加の表示についても、基準や要件が設けられています。

<強調表示の基準など>

強調表示の種類	補給ができる旨の表示 (多いことを強調)			適切な摂取ができる旨の表示 (少ないことを強調)		
	高い旨 含む旨	強化された旨	含まない旨 低い旨	低減された旨		
	絶対表示	相対表示	絶対表示	相対表示		
強調表示に必要な基準	・基準値以上であること	・基準値以上の絶対差 ・*1相対差（25%以上） ・強化された量（割合）及び比較対象商品名を表示	・基準値未満であること	・基準値以下であること	・基準値以上の絶対差 ・相対差（25%以上） ・低減された量（割合）及び比較対象商品名を表示	
強調表示の表現例	・高〇〇 ・〇〇豊富 ・〇〇多	・〇〇含有 ・〇〇入り ・〇〇源	・〇〇30%アップ ・〇〇2倍	・無〇〇 ・〇〇ゼロ ・ノン〇〇	・低〇〇 ・〇〇控えめ ・〇〇ライト	・〇〇30%カット ・〇〇ハーフ
該当する栄養成分	たんぱく質、食物繊維、ミネラル類（ナトリウムを除く） ビタミン類			熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類、ナトリウム		

*1 強化された旨の相対差（25%以上）は、たんぱく質及び食物繊維のみに適用

*これらの表示をしたい場合は、分析値（食品表示基準別表第9の第3欄に掲げる方法）によって得られた値となります

<糖類無添加>

*主な要件

- いかなる糖類も添加されていないこと
- 糖類（添加されたものに限る）に代わる原材料（ジャム、ゼリー等）又は添加物を使用していないこと

- ・酵素分解その他何らかの方法（でんぶんを加水分解して糖類を產生させる酵素の使用等）により、糖類の含有量が原材料及び添加物に含まれていた量を超えていないこと
- ・糖類の含有量を表示していること

<ナトリウム無添加>

*主な要件

- ・いかなるナトリウム塩も添加されていないこと（技術的目的であって、基準値以下である場合を除く）
- ・ナトリウム塩（添加されたものに限る）に代わる原材料（ウスターソース、ピクルス、しょう油等）又は添加物を使用していないこと

(9) 栄養機能食品について

栄養機能食品とは、特定の栄養成分の補給のために利用される食品で、栄養成分の機能を表示するものをいいます。栄養機能食品として販売するためには、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分量が、定められた上・下限値の範囲内にある必要があるなど、食品表示基準に従い表示する必要があります。（食品表示基準第2条、第7条、第9条、第21条、別表第11）

① 栄養成分の機能が表示できる栄養成分

（脂肪酸1種類、ミネラル6種類、ビタミン13種類）

脂肪酸：n-3系脂肪酸

ミネラル：亜鉛、カリウム、カルシウム、鉄、銅、マグネシウム

ビタミン：ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB₁、

ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、ビタミンC、

ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、葉酸

※ なお、カリウムは、錠剤、カプセル剤の他、濃縮加工されている粉末剤や液剤等の形状のものについては、過剰摂取につながる恐れがあるため、栄養機能食品の表示が認められていません。

② 栄養機能食品における表示事項及び方法

ア 栄養機能食品である旨及び栄養成分の名称

消費者に一目でわかるような場所に「栄養機能食品（ビタミンA）」等、栄養機能食品である旨の表示に続けてかっこ書きで機能を表示する栄養成分の名称を表示すること。

イ 栄養成分の機能

栄養成分ごとに定められた機能の表示を記載すること。（別表第11）表示内容の趣旨が同じものであっても、定められた栄養成分の機能に変化を加えたり、省略したりすることは認められません。

なお、栄養成分によっては、表示事項が同一の場合があります。その際には、表示事項をまとめて記載することが認められます。

<例>ナイアシン、ビオチン及びビタミンB₂は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。

また、一つの栄養成分に2つ以上の栄養機能表示がある場合には、次のようにまとめて表示することができます。

＜例＞ビタミン A は、夜間の視力維持を助けるとともに、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です

ウ 1日当たりの摂取目安量

エ 栄養成分の量及び熱量（栄養成分表示）

「一日当たりの摂取目安量」当たりの栄養成分の量及び熱量を表示します。栄養成分表示の食品単位は、一日の摂取目安量の範囲にある一定の値でも、幅でもよいのですが、消費者が分かりやすい値とします。

栄養成分の量は、定められた方法により得られた値で表示します。（別表第9第3欄）

オ 摂取の方法

カ 摂取する上での注意事項

国で定められた栄養機能表示や注意喚起表示等を表示すること。栄養成分の機能の表示は、表示内容が同じものであっても食品表示基準別表第11で定める表示内容以外の記載は認められません。

ただし、一つの食品で、複数の栄養成分の注意喚起表示が同一の場合には、まとめて記載することが可能です。

キ バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言

「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示する。

ク 消費者庁長官による個別審査を受けたものではない旨

「本品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」と表示する。

ケ 一日当たりの摂取目安量に含まれる機能に関する表示を行っている栄養成分の量が栄養素等表示基準値に占める割合

栄養素等表示基準値（食品表示基準別表第10）を使用し、割合で表示すること。

＜例＞カルシウム〇〇%

※栄養素等表示基準値：食品表示基準の別表第10に定められているもので、国民の健康の維持増進等を図るために定められている「日本人の食事摂取基準」で示された栄養成分等の摂取量の基準を、日本人の性別及び年齢階級（18歳以上）ごとの人口により加重平均して算出した、食品表示のための値。

コ 栄養素等表示基準値の対象年齢及び基準熱量に関する文言

「栄養素等表示基準値（18歳以上、基準熱量2,200kcal）」等

サ 調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあっては、当該注意事項

シ 特定の対象者に対し注意を必要とするものにあっては、当該注意事項

(10) 機能性表示食品について

野菜や果物などの生鮮食品や加工食品サプリメントなどについて、「おなかの調子を整えます」「脂肪の吸収をおだやかにします」など、特定の保健の目的が期待できる（健康の維持及び増進に役立つ）という食品の機能性を表示することができる食品です。

① 主な特徴

- ・国の定めるルールに基づき、事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠など

の必要な事項を、販売日の60日前（新規成分等、表示内容等の確認に時間を要する）と消費者庁長官が認める場合は120日前）までに消費者庁長官に届け出れば機能性を表示することができます。

- 原則として、生鮮食品を含めすべての食品が対象となります。特別用途食品、栄養機能食品、アルコールを含有する食品（アルコールを人体に摂取するためのものに限る）や脂質、コレステロール、糖類、ナトリウム等健康増進法施行規則第11条第2項で定める栄養素の過剰な摂取につながるものは除くなど、対象とならないものもあります。
- 疾病に罹患していない方（未成年者、妊産婦（妊娠を計画している人を含む）及び授乳婦を除く）を対象とした食品です。

② 表示方法

機能性表示食品に関する表示の内容、食品関連事業者名及び連絡先等基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制などその他必要な事項を、販売日の原則60日前までに消費者庁長官に届け出る必要があります。

詳しくは、消費者庁「機能性表示食品の届出等に関する手引き」に従って手続を行い、表示をしてください。

消費者庁ホームページ【食品関連事業者向け】機能性表示食品の届出について

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/notice/

③ 表示禁止事項（食品表示基準第9条第1項第8号）

ア 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語

（例）「花粉症に効果あり」「糖尿病の方にお奨めです」「風邪予防に効果あり」等

イ 食品表示基準に規定される栄養成分の補給ができる旨及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（食品表示基準別表第9の第1欄に掲げる栄養成分を含む）を強調する用語

- 強調する用語とは、「〇〇たっぷり」「△△強化」のような表示をいう
- 主要面に成分名のみを目立つように特記した表示や機能性関与成分であると消費者に誤認を与えるような表示

（例）××（届け出た機能性関与成分以外の成分）のパワー 等

ウ 消費者庁長官の評価、許可を受けたものと誤認させるような用語

- 国や公的な機関に「届け出た」「承認を受けた」と誤認させる表現

（例）「消費者庁承認」「消費者庁長官許可」「〇〇省承認」

「〇〇政府機関も認めた」「世界保健機関（WHO）許可」等

エ 食品表示基準別表第9の第1欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語

別表第9の第1欄に掲げる栄養成分の機能には、別表第11の第3欄（栄養機能食品に係る栄養成分の機能の表示）に示されている機能も含みます。

9 健康増進法

健康増進法は、国民保健の向上を図ることを目的とした法律です。特別用途表示（特定保健用食品＜トクホ＞含む）の許可、食品の虚偽・誇大広告の禁止の規定が定められています。

（1）特定保健用食品について

国において個別に生理的機能や特定の保健機能を示す有効性や安全性等に関する科学的根拠に関する審査を受け、表示の許可・承認を得なければなりません。

許可・承認を受けた表示内容を表示して販売することができます。許可されたものには、消費者庁長官の許可証票がつけられています。

表示の内容は例えば、「便通を良好にする食品です。」「体脂肪の分解を促進する食品です。」など、身体の生理的機能や組織機能の維持、または改善する旨の表示が認められています。

（2）食品の健康の保持増進効果等についての虚偽・誇大広告等の表示の禁止について

① 虚偽・誇大な表示の禁止（健康増進法第65条第1項）

食品として販売されている物について、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（「健康保持増進効果等」）に関し、

ア 著しく事実に相違する
イ 著しく人を誤認させる } ような広告等の表現は禁止されています。

なお、「健康保持増進効果等」を表示したことをもって直ちに虚偽誇大表示に該当するではありません。

② 規制の適用を受ける対象者

誇大表示が禁止される対象者は「何人も」と規定されています。

食品の製造販売業者等に限定されるだけでなく、広告媒体事業者、広告代理店等も対象となる可能性があります。

③ 規制の対象となる広告等

ア 「食品として販売に供する物」の範囲

食品として販売される無承認無許可医薬品や、生鮮食品等明らかに医薬品医療機器等法（旧薬事法）の適用対象とならない食品についても規制の対象になります。

イ 景品表示法及び健康増進法上の「表示」

(ア) 広告その他の表示に該当するもの

- 商品、容器又は包装による広告等及びこれらに添付した物による広告等
- 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告等
- ポスター、看板、ネオンサイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告等及び陳列物、実演等による広告等
- 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写又は電光による広告等
- 情報処理の用に供する機器による広告等

(イ) 具体的な商品名が明示されていない場合に該当するもの

商品名を広告等において表示しない場合であっても、広告等における説明などによって特定の商品に誘引するような事情が認められるときは、景品表示法及び健康増進法上の「表示」に該当します。

- 特定の食品や成分の健康保持増進効果等に関する書籍や冊子、ウェブサイト等の形態をとっている場合であっても、その説明の付近にその食品の販売業者の連絡先やウェブサイトへのリンクを一般消費者が容易に認知できる形で記載しているようなとき
- 特定の食品や成分の健康保持増進効果等に関する広告等に記載された問合せ先に連絡した一般消費者に対し、特定の食品や成分の健康保持増進効果等に関する情報が掲

載された冊子とともに、特定の商品に関する情報が掲載された冊子や当該商品の無料サンプルが提供されるなど、それら複数の広告等が一体となって当該商品自体の購入を誘引していると認められるとき

- ・特定の食品や成分の名称を商品名やブランド名とすることなどにより、特定の食品や成分の健康保持増進効果等に関する広告等に接した一般消費者に特定の商品を想起させるような事情が認められるとき

④ 健康増進法上の虚偽誇大表示

ア 事実に相違する表示

広告等に表示されている健康保持増進効果等と実際の健康保持増進効果等が異なることを指します。十分な実験結果等の根拠が存在しないにもかかわらず、「3ヶ月間で〇キログラムやせることができます。」と表示する場合など

イ 人を誤認させる表示

食品等の広告等から一般消費者が認識することとなる健康保持増進効果等の「印象」や「期待感」と実際の健康保持増進効果等に相違があることを指します。特定の成分について、健康保持増進効果等が得られるだけの分量を含んでいないにもかかわらず、生活習慣を改善するための運動等をしなくても、とり過ぎた栄養成分若しくは熱量又は体脂肪若しくは老廃物質等を排出し、又は燃焼させることをイメージさせるなど

ウ 「著しく」

健康増進法第65条第1項は、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康保持増進効果等について「著しく」事実に相違する表示又は「著しく」人を誤認させるような表示はしてはならないと定めています。広告は、通常、ある程度の誇張を含むものであり、一般消費者もある程度の誇張が行われることを通常想定しているため、社会一般に許容される程度の誇張であれば取締りの対象とはせず、「著しく」人を誤認させるような表示を禁止する趣旨です。一般消費者が、その食品を摂取した場合に実際に得られる真の効果が広告その他の表示に書かれたとおりではないことを知っていれば、その食品に誘引されることは通常ないと判断される場合は、「著しく」に該当します。

なお、著しく事実に相違するものであるか、著しく人を誤認させるものであるかを問わず、医薬品医療機器等法や食品表示法等の表示基準上表示できない場合がありますので、各法令を確認してください。

【「健康保持増進効果等」に該当する表示例】

ア 健康の保持増進の効果

(ア) 疾病の治療又は予防を目的とする効果

例：「糖尿病、高血圧、動脈硬化の人々に」、「末期ガンが治る」等

(イ) 身体の組織機能の一般的な強化、増進を主たる目的とする効果

例：「疲労回復」、「強精（強性）強壮」、「体力増強」等

(ウ) 特定の保健の用途に適する旨の効果

例：「本品はおなかの調子を整えます」「この製品は血圧が高めの方に適する」等

(エ) 栄養成分の効果

例：「カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です」等

イ 内閣府令で定める事項

(ア) 含有する食品又は成分の量

例：「大豆が〇〇g含まれている」「カルシウム〇〇mg配合」

(イ) 特定の食品又は成分を含有する旨

例：「プロポリス含有」「〇〇抽出エキスを使用しています」

(ウ) 热量

例：「カロリー〇%オフ」「エネルギー〇Kcal」

(エ) 人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つことに資する効果

例：「美肌、美白効果が得られます」「皮膚にうるおいを与えます」等

ウ 「健康保持増進効果等」を暗示的又は間接的に表現するもの

(ア) 名称又はキャッチフレーズにより表示するもの

例：「ほね元気」「延命〇〇」「妊活」「腸活」等

(イ) 含有成分の表示及び説明により表示するもの

例：「腸内環境を改善することで知られる〇〇〇を原料とし、これに有効成分を添加することによって、相乗効果を発揮！」等

(ウ) 起源、由来等の説明により表示するもの

例：「『〇〇〇』という古い自然科学書をみると×××は肥満を防止し、消化を助けるとある。こうした経験が昔から伝えられたが故に、×××は食膳に必ず備えられたものである。」等

(エ) 身体の組織機能等に係る不安や悩みなどの問題事項を例示して表示するもの

例：「こんなお悩みありませんか？疲れが取れない。健康診断で〇〇の指摘を受けた。運動や食事制限が苦手。いつもリバウンドしてしまう。メタボが気になる。」等

(オ) 新聞、雑誌等の記事、医師、学者等の談話やアンケート結果、学説、体験談などを引用又は掲載することにより表示するもの

例：〇〇 〇〇（××県、△△歳）「×××を3ヶ月間毎朝続けて食べたら、9kg痩せました。」等

(カ) 医療・薬事・栄養等、国民の健康の増進に関連する事務を所掌する行政機関（外国政府機関を含む。）や研究機関等により、効果等に関して認められている旨を表示するもの

例：「××国政府認可〇〇食品」「〇〇研究所推薦〇〇食品」

⑤ 違反とされる表示をすると・・・

表示の改善など必要な措置をとらなければ、罰則（6月以下の懲役又は100万円以下の罰金）を適用されることがあります。

10 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）

（1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、医薬品医療機器等法という。）における「医薬品」の定義

第1条（目的）

この法律は、**医薬品**、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による**保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止**のために必要な規制を行うとともに、指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする。

第2条（定義）

この法律で「**医薬品**」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 日本薬局方に収められている物
- 二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが**目的とされている物**であって、機械器具等（機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）及びこれを記録した記録媒体をいう。以下同じ。）でないもの（医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）
- 三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが**目的とされている物**であって、機械器具等でないもの（医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。）

（2）「健康食品」を取り扱うときの医薬品医療機器等法上の注意

医薬品医療機器等法上『医薬品』として、その製造、販売、品質、表示、広告等について必要な規制を受けるべきものであるにもかかわらず、『食品』の名目で製造販売されると、

- ① 万病に、あるいは、特定疾病に効果があるかのごとく表示広告されることにより、これを信じて服用する一般消費者に、正しい医療を受ける機会を失わせ、疾病を悪化させるなど、保健衛生上の危害を生じさせる。
- ② 不良品及び偽薬品が製造販売される。
- ③ 一般人の間に存在する医薬品及び食品に対する概念を崩壊させ、医薬品の正しい使用が損なわれ、ひいては、医薬品に対する不信感を生じさせる。
- ④ 高貴な成分を配合しているかのごとく、あるいは、特殊な方法により製造したかのごとく表示広告して、高価な価格を設定し、一般消費者に不当な経済的負担を負わせる。などの弊害が生じるおそれがあります。

したがって、『食品』は、健康増進法および食品表示法に定めのあるもののほかは、**医薬品的な効能・効果を表示したり広告したりすることや、医薬品成分を含むことはできません。**

これらのことを行うと『医薬品』として判断され、**無承認無許可医薬品の製造又は販売並びに承認前の医薬品の広告**となり、医薬品医療機器等法に違反し罰せられます。

◎医薬品医療機器等法において課徴金制度が令和3年8月1日から導入されています。

医薬品等において虚偽・誇大広告等を行った場合、厚生労働大臣から課徴金納付命令が発せられることがあります。

(3) 医薬品に該当するか否かの判定方法

① 判定方法

医薬品とみなす範囲は次のとおりです。

ア 効能効果、形状及び用法用量の如何にかかわらず、医薬品成分が配合又は含有されている場合は、原則として医薬品とみなします。

イ 医薬品に該当しない成分本質（原材料）が配合又は含有されている場合であっても次に示すいずれかに該当するものにあっては、原則として医薬品とみなします。

(ア) 医薬品的な効能効果（暗示含む。）を標ぼうするもの

(イ) アンプル形状など専ら医薬品の形状であるもの

(ウ) 用法用量が医薬品的であるもの

通常、人が医薬品としての目的を有するものであると認識しないもの

1	野菜、果物、調理品等その外観、形状等から明らかに食品と認識される物
①	野菜、果物、卵、食肉、海藻、魚介等の生鮮食料品及びその乾燥品（ただし、乾燥品のうち医薬品としても使用される物を除く。）
②	加工食品 <例>豆腐、納豆、味噌、ヨーグルト、牛乳、チーズ、バター、パン、うどん、そば、緑茶、紅茶、ジャスミン茶、インスタントコーヒー、ハム、かまぼこ、コンニャク、清酒、ビール、まんじゅう、ケーキ 等
③	①、②の調理品 <例>飲食店で提供される料理、弁当、惣菜及びこれらの冷凍食品・レトルト食品 等
④	調味料 <例>醤油、ソース 等
2	健康増進法第43条の規定に基づき許可を受けた表示内容を表示する特別用途食品（乳児用、病者用などの特別の用途に適するという表示を内閣総理大臣が許可した食品）
3	食品表示法第4条第1項の規定に基づき制定された食品表示基準第2条第1項第10号の規定に基づき届け出た表示内容を表示する機能性表示食品

注意!! 1について行われる標ぼうにあっては、虚偽誇大な表現については、景品表示法や健康増進法に抵触する可能性があります。

② 判定における各要素の解釈

ア 物の成分本質（原材料）からみた分類について

医 薬 品 成 分	<例>
【専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）】 ※原則として、いわゆる「健康食品」には使用できません！	<ul style="list-style-type: none">• 植物由来物等：センナ（果実、小葉、葉柄、葉軸）、ヨヒンベ（樹皮）• 動物由来物等：ジャドク（蛇毒）• その他（化学物質等）：パパイン、ホモシリデナフィル

非医薬品成分	
【医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）】	<p style="text-align: center;"><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・植物由来物等：センナ（茎）、アガリクス（子実体） ・動物由来物等：ヘビ（全体） ・その他（化学物質等）：コエンザイムQ10、チオクト酸（α-リポ酸）

イ 医薬品的な効能効果について

(ア) 医薬品的な効能効果の標ぼうの方法

(その物の販売に関連して次により行われるすべての表示説明をいいます。)

- a その物の容器、包装、添付文書等の表示物
- b その物のチラシ、パンフレット等
- c テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット等によるその物の広告
- d 「驚異の〇〇」、「〇〇のすべて」等と題する小冊子、書籍
- e 「〇〇の友」等の会員誌又は「〇〇ニュース」、「〇〇特報」等の情報紙
- f 新聞、雑誌等の記事の切り抜き、書籍、学術論文等の抜粋
- g 代理店、販売店に教育用と称して配布される商品説明（関連）資料
- h 使用経験者の感謝文、体験談集
- i 店内及び車内等における吊り広告
- j 店頭、訪問先、説明会、相談会、キャッチセールス等においてスライド、ビデオ等又は口頭で行われる演述等
- k その他特定商品の販売に関連して利用される上記に準ずるもの

(イ) 疾病の治療又は予防を明示（暗示）する表現

<不適正な例> 糖尿病、動脈硬化の人々に、ガンがよくなる、便秘がなれる

(ウ) 身体の組織機能の一般的な増強、増進を明示（暗示）する表現

ただし、栄養補給、健康維持等に関する表現はこの限りではありません。

<不適正な例> 疲労回復、強精（強性）強壮、老化防止、新陳代謝を盛んにする

(エ) 医薬品的な効能効果を暗示する表現

a 名称又はキャッチフレーズにより暗示するもの

<不適正な例> 延命〇〇、〇〇の精（不死源）、薬〇〇、不老長寿、和漢伝方

b 含有成分の表示及び説明により暗示するもの

<不適正な例> 体质改善、健胃整腸で知られる〇〇〇を原料とし

c 製法の説明により暗示するもの

<不適正な例> 本邦の深山高原に自生する植物〇〇を主剤に、△△、××等の薬草等を独特の製造法（製法特許出願）によって調製したものである。

d 起源、由来等の説明により暗示するもの

「神農本草經」や「本草綱目」などの古書の薬効に関する記載の引用等により古来より薬効が認められていることを示す表現もこれに該当する。

<不適正な例> 〇〇という古い自然科学書をみると胃を開き、鬱（うつ）を散じ、消化を助け、虫を殺し、痰なども無くなるとある。こうした経験が昔から伝えられたが故に食膳に必ず備えられたものである。

- e 新聞、雑誌等の記事、医師、学者等の談話、学説、経験談などを引用又は掲載することにより暗示するもの

＜不適正な例＞ 医学博士〇〇の談

「昔から赤飯に〇〇をかけて食べると癌にかかるぬといわれている。……癌細胞の脂質代謝異常ひいては糖質、蛋白代謝異常と〇〇が結びつきはしないかと考えられる。」

- f 医薬品(成分)と同等又はそれ以上の薬効を有する旨の表現により暗示するもの

＜不適正な例＞ 高麗人参にも勝るという薬効が認められています。

- g 「健康チェック」等として、身体の具合、症状等をチェックさせ、それぞれの症状等に応じて摂取を勧めることにより暗示するもの

- h 「〇〇の方に」等の表現により暗示するもの

(a) 疾病を有する者、疾病の予防を期待する者、好ましくない身体状態にある者を対象とする旨の表現は、医薬品的な効能効果に該当する。

＜不適正な例＞ 便秘ぎみの方に、〇〇病が気になる方に

(b) 「健康維持」、「美容」を目的とする趣旨の表現は、直ちに医薬品的効能効果には該当しない。

＜例＞ 健康を保ちたい方に

(c) 「栄養補給」を目的とする趣旨の表現は、直ちに医薬品的な効能効果には該当しない。

＜例＞ 偏食がちな方に、野菜の足りない方に

＜不適切な例＞ 病中病後の体力低下時（の栄養補給）に

- i 「好転反応」に関する表現により暗示するもの

- j 「効用」、「効果」、「ききめ」等の表現により暗示するもの

＜不適正な例＞ 1ヶ月以上飲み続けないと効果はありません。

- k 「薬」の文字により暗示するもの

＜不適正な例＞ 生薬、妙薬、民間薬、薬草、漢方薬、薬用されている

ウ 医薬品的な形状について

アンプル形状など通常の食品としては流通していない形状を用いることなどにより、消費者に医薬品と誤認されることを目的としていると考えられる場合は、医薬品と判断されることとなります。

ただし、「食品」である旨が明示されている場合は、錠剤、丸剤又はカプセル剤の形状のみによって医薬品に該当するか否かの判断は行いません。

エ 医薬品的な用法用量について

使用方法として、「服用時期」、「服用間隔」、「服用量」等の記載があるものが該当します。

ただし、調理の目的のために、使用方法、使用量等を定めているものについてはこの限りではありません。

＜不適正な例＞ 1日2～3回、1回2～3粒／成人1日3～6錠等

(4) 買上検査における違反事例について

容器包装の不適正な表示例	解 釈
体内にある毒素がきれいに掃除でき、たまにある便秘、腹持ち、口臭、消化不良、肥満、睡眠状態不良、抵抗力低下が改善できます (ダイエット用食品)	(3) ② イ(ウ)
精力増強 (強壮用健康食品)	イ(ウ)
栄養補助食品として、朝起きてすぐ、または運動前に2カプセル、約6時間以上の間隔をあけてさらに2カプセルを1日の目安量として水などでお召し上がりください。 (ダイエット用食品)	工
用法：飲食後 (ダイエット用食品)	工

インターネットにおける不適正な広告例	解 釈
血行促進作用によって滋養強壯、虚弱体質に効果！ (ダイエット用食品)	イ(イ)(ウ)
糖尿病の民間薬 (ダイエット用食品)	イ(イ)(I) k
皮膚の老化をくいとめる作用が発表され (ダイエット用食品)	イ(ウ)
オメガ3は中性脂肪や過酸化脂質を溶かしてくれるという働きがあります。 (ダイエット用食品)	イ(ウ)
痩せることができます、今すぐ理想のスタイルと若々しい肌を手に入れることができます。 (ダイエット用食品)	イ(ウ)
ガサガサだった肌もハリと潤いを取り戻し (ダイエット用食品)	イ(ウ)
摂取すれば、体の血の巡りが良くなり、体が暖かくなります。 (ダイエット用食品)	イ(ウ)
豚睾丸エキスには男性ホルモンの分泌増強効果、精子形成促進作用および運動持久力向上効果がある事が明らかになった。 (強壮用健康食品)	イ(ウ)
中国最古の薬草の本「神農本草經」にも掲載され、別名「仙人に賜りし草」とも呼ばれる伝説 (ダイエット用食品)	イ(I) d k
アーユルヴェーダを代表するハーブで (ダイエット用食品)	イ(I) d
有名大学病院の循環器医学博士が立ち上がり開発したサプリメント (ダイエット用食品)	イ(I) e
高い効果を期待できます。 (ダイエット用食品)	イ(I) j
1日1回を目安に、1回1カプセルを朝食・夕食前のそれぞれ20~30分前にお飲みください。 (ダイエット用食品)	工
インドネシア1300年の秘薬 (ダイエット用食品)	イ(I) k

参考通知（薬務課ホームページに掲載）

昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省薬務局長通知 「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」の別紙「医薬品の範囲に関する基準」 (令和2年3月31日付け薬生発0331第33号で改正)
令和2年3月31日付け薬生監麻発0331第9号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知 「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」 (令和7年6月30日付け医薬監麻発0630第10号で改正)
昭和62年9月22日付け薬監第88号厚生省薬務局監視指導課長通知 「無承認無許可医薬品の監視指導について」の別添「無承認無許可医薬品監視指導マニュアル」 (平成27年4月1日付け薬食監麻発0401第3号で改正)

※通知は更新されます。薬務課ホームページから御確認ください。

URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0707/kensyokutsuti.html>

11 景品表示法

(1) この法律の目的

この法律は、商品等の取引に関連して、不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為を制限及び禁止することにより、一般消費者の利益を保護することを目的としています。

(2) 表示規制の概要

① 規制の対象になる商品等

消費者向けに提供されるあらゆる商品及びサービスが対象になります。

② 規制の対象になる表示

商品本体や容器・包装の表示、チラシ、ポスター、TVコマーシャル、インターネット上の表示など、顧客を誘引するために事業者が行うあらゆる表示が対象になります。

③ 規制の対象になる事業者

消費者向けとなる表示の内容を決定した事業者（＝表示主体）が規制を受ける対象になります。したがって一律には判断できませんが、小売に限らず、卸、発売元、製造元も責任を問われる可能性があります。

④ 禁止事項の概要

ア 優良誤認

商品およびサービスの品質や規格、その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であると示す表示や、事実に反して他の事業者のものよりも著しく優良であると一般消費者を誤認させる表示を禁止しています。

イ 有利誤認

商品およびサービスの価格や取引条件について、実際のもの又は他の事業者のものよりも著しく有利であると一般消費者を誤認させる表示を禁止しています。

ウ その他

上記の2事項のほか、一般消費者に誤認され公正な競争を阻害するおそれがあるとして内閣総理大臣が指定する不当表示には①無果汁の清涼飲料水等、②商品の原産国、③消費者信用の融資費用、④不動産のおとり広告、⑤おとり広告、⑥有料老人ホーム、⑦ステルスマーケティング広告の7事項があります。

⑤ 違反者に対する処分等

消費者庁長官又は都道府県知事は、不当表示の差し止め、不当表示により生じた消費者の誤認をなくすための公示、再発防止のために必要な措置をとるよう命令（措置命令）することができます（法第7条）。

また、措置命令が行われると、消費者庁長官から金銭的不利益を課す「課徴金納付命令」が発せられことがあります（法第8条）。

(3) 禁止事項詳細

① 不当表示全般について

ア 「一般消費者」とは

表示が不当なものであるかどうかを判断する基準は、「一般消費者」に誤認されるか否かにおかれています。

この場合の「一般消費者」とは、平均的な消費者、世間並みの常識のある消費者を想定していますが、利用する者の範囲が限られている商品やサービスについては、その需要者一般が「一般消費者」となります。

イ 「著しく」とは

法律では、「著しく」優良（又は有利）と誤認される表示を不当表示として規制しています。あらゆる誇張表現を不当としているわけではなく、その誇張の程度が、社会一般に許容される程度を超えて、一般消費者の商品・サービスの選択に影響を与える場合を、「著しく」に該当するものとして規制しています。

② 優良誤認表示について（法第5条第1号）

ア 優良誤認表示とは

(ア) 実際のものよりも著しく優良であると示す表示

(イ) 競争事業者のものよりも著しく優良であると示す表示

の2つの類型があります。

(ア)については、一般消費者が、表示から受ける印象・期待感と実際のものとに相違があると通常認識する場合のことと、科学的な優劣は問題にしません。

(イ)については、競争関係にある他社商品との比較において、表示する内容について客観的な根拠が必要であるとともに、比較する事項が公正であること（自社製品の美点ばかりを記載するなどは不当）が求められます。

イ 不当表示となる事例

- 実際は科学的に合成されたクエン酸等を主原料に製造した飲料であるのに、「天然果汁飲料」と表示した場合。
- 実際は食事制限等の努力が必要であるにもかかわらず、「食事制限をすることなく楽々痩せられます」などと表示した場合。

③ 不実証広告規制（法第7条第2項）について

商品やサービスの内容（効果、性能等）について著しく優良であると表示する場合、その表示の裏付けとなる合理的な根拠が必要とされます。

ア 規制の内容

- (ア) 商品やサービスの内容（効果、性能等）について著しく優良であると示す表示について、内閣総理大臣（消費者庁長官又は都道府県知事）は事業者に対し、期間を定めて表示の裏付けとなる合理的な根拠の提出を求めることができます。
- (イ) 期間内に事業者が合理的な根拠を提出しない場合には、その表示は不当表示とみなされます。

イ 根拠の提出が求められる可能性のある表示例

- 「食前に○○を飲む。するとその天然成分が胃に薄い膜を作り脂肪の吸収をシャットアウト」（ダイエット食品）
- 「誰でも短期間にすくすく伸びる」（背を伸ばすサプリメント）
- 「飲むだけでバストがSIZE UP」（豊胸のための飲料）

※「合理的な根拠」とは

(ア) 客観的に実証された内容のものであること

(イ) 表示された効果、性能等と、実証された内容が、適切に対応していること

④ 有利誤認表示について（法第5条第2号）

有利誤認表示は、価格やその他の取引条件（数量、販売期間、アフターサービス、支払条件など）について、

ア 実際のものよりも著しく有利であると誤認される表示

イ 競争事業者のものよりも著しく有利であると誤認される表示

の2つの類型があります。

例えば、通常価格による販売実績がないにもかかわらず、「通常価格の40%OFF」などと表示している場合です。

⑤ 「健康食品」に係る広告表示の問題点

ア 製造元や販売元から提供された販売店向けの資料のみを基に、その客観性を確認することなく広告に表示している例があります。

イ 健康情報テレビ番組や健康情報雑誌の内容を基に、その客観性や当該商品との関連性を確認することなく広告に表示している例があります。

⑥ 景品表示法に違反するおそれのある表示例

ア 実証不可能な内容、虚偽の表示

＜例＞「世界で最も卖れているダイエットサプリメント」

「現在、世界各国で健康食品として注目されています。」

「その品質は最高級クラスと世界中の専門家から高評価を受けています」

「一瞬で1500個完売」

イ 客観的な根拠のない内容や実証できない効果等を標ぼうする表示

＜例＞「驚異のスピードダイエット！1週間で5kg、10kgあたりまえ」

「塗るだけで、肌の奥まで届いてシミの原因から永久完全消滅させる」

「秦の始皇帝が世界中から探させた宫廷薬」

「リバウンドなし！きちんと食事をとりながら植物の力で健康的にダイエット」

「内臓にびっしりと、こびりついてしまった脂肪をドロッと排出」

ウ 表示されている成分等の含有量と実際の含有量が異なっている表示

＜例＞「1粒あたりに何と！アントシアニン36%含有の北欧産ブルーベリーを配合」と表示しているが、実際の含有量は1%である場合

「内容成分（1錠中） 大豆イソフラボン25mg」と表示しているが、実際の含有量は0.025mgである場合

「カプセルだから飲みやすい。約8ccの酵素を2球のカプセルに詰めました。」

と表示しているが、実際の含有量は約1.6ccである場合

エ 「強調表示」と「打消し表示」による不当表示

商品・サービスの内容や取引条件について、文字を目立たせた表示を強調表示、それに対する例外規定や制約条件を記したもの打消し表示といいます。強調表示を行ないうがら、それに対する打消し表示を明瞭に行わないことにより、実際のものより著しく優良・有利であると示す表示は不当表示となります。

＜例＞「通常価格3,000円のところ500円」

※4回以上の定期購入が条件であったが、その表示が分りにくかった。

「これを飲めばたった5日でマイナス10kg！」

※食事制限や運動をした上で結果だったが、その記載がなかった。

⑦ 事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置について

事業者は、景品類の提供及び表示にあたり、それらに関する事項を適正に管理するため必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない（法第22条）。

ア 景品表示法の考え方の周知・啓発

イ 法令遵守の方針等の明確化

ウ 表示等に関する情報の確認

エ 表示等に関する情報の共有

- 才 表示等を管理するための担当者等を定めること
- 力 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置をとること
- キ 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

⑧ 公正競争規約

消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受け、各種食品、化粧品、不動産、旅行業等のいろいろな業界で、広告表示又は景品類に関し遵守るべき自主ルールを定めています。

12 特定商取引法

(1) 特定商取引法の目的と内容

特定商取引法は、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守るために、訪問販売や通信販売等、以下の消費者トラブルの生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールを定めています。

また、悪質事業者への対応強化等を目的に法改正が重ねられています。近年では、令和3年6月に改正されました。主な改正点は以下のとおりです。

- ・ 一方的に送付された商品の消費者による処分（令和3年7月施行）
- ・ 通信販売における、定期購入でないと誤認させる表示等に対する処罰と当該表示による申込みの取消しを認める制度の創設、業務禁止命令の適用範囲や業務停止命令の適用関係の拡大（令和4年6月施行）
- ・ 契約書面等に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る規定の新設、電話勧誘販売の適用範囲の拡大（令和5年6月施行）

【特定商取引法の対象取引類型】

取引類型	適用対象
訪問販売	店舗や営業所以外の場所での契約 (キャッチセールス、アポイントセールス(SNSのメッセージ機能利用を含む)、S F(催眠)商法等も含む)
電話勧誘販売	電話勧誘による取引
通信販売	カタログ、テレビ・ラジオ、インターネット等の広告をみて申込む
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法
特定継続的役務提供	エステ、美容医療、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス。いずれも5万円を超えること、2ヶ月(美容医療、エステは1ヶ月)を超える期間を継続する契約。
業務提供誘引販売取引	内職商法、モニター商法など
訪問購入(訪問買取)	消費者の自宅などの物品の買い取り

【何をしなければいけないか】

① 販売目的を告げる・氏名等の明示

消費者と接触したら、開口一番、商品の販売等が目的であること、氏名又は名称(登記簿上の名称)、商品等の種類を告げなければならない。

② 法定書面の交付

契約申込みの際の内容書面、契約締結時の契約書面

→ ただ交付するだけではなく、法に定められた事項を記載し、法で定められた基準に合致していなければならない。

③ 通信販売における広告の表示義務

法に定められた事項を、消費者に分かりやすく表示。

④ 通信販売における定期購入契約に関する表示義務

定期購入契約に関しては、申込・確認画面上に定期購入契約である旨及び金額、契約期間その他の販売条件を表示しなければならない。

【何をしてはいけないのか】

① 契約を締結しない旨の意思表示者への勧誘

- 契約を断った者に対して、再度勧誘することを禁止

② 不実告知

- 消費者の判断に影響を与える重要事項について、事実と異なることを告げる行為

③ 重要事項不告知

- 契約に関する事項で消費者の判断に影響を与える事項について、故意に事実を告げない行為

④ 威迫・困惑による契約締結、解除妨害

- 「威迫」とは脅迫に至らない程度の、人に不安を生じさせるような行為
- 「困惑」とは、文字どおり困り戸惑わせること

⑤ 販売目的を告げずに呼び止め、同行させ、公衆の出入りしない場所での勧誘

- 路上等で販売目的を告げずに呼びかけ、事務所等で勧誘する行為（キャッチセールス等）

⑥ クーリング・オフを行使された場合の債務不履行・不当遅延

- 収金しない、商品を引き取らない等

⑦ 過量販売

- 通常必要な量を著しく超える商品の販売等

⑧ 迷惑勧誘

- 相手が迷惑を覚えるような仕方での勧誘、解除妨害
- 客観的にみて迷惑を覚えるような方法であれば該当
- 長時間、反復勧誘、深夜早朝、職場等での勧誘等

⑨ 老人、未成年その他の者の判断力不足に乘じた勧誘

⑩ 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし、客観的に不適当と認められる勧誘

⑪ 契約関係書類の虚偽記載教唆（そそのかし）

⑫ 道路その他の公共の場所における立ちふさがり、つきまとい

- 「公共の場所」とは、民間施設であっても公衆が利用できる施設全てを指す（食堂なども含む）

⑬ 解除妨害のための消費

- クーリング・オフを妨げるために消耗品をその場で使用させる
- 本人に開封誘導した場合も同じ

⑭ 誇大広告

- 虚偽表示、優良誤認表示及び有利誤認表示の禁止

⑮ 承諾していない者への電子メール広告の提供

⑯ 通信販売における、請求や承諾をしていない者に対するファクシミリ広告の送信（オプトイン規制）

- ⑯ 顧客の意に反する申込みをさせる行為
 - 容易に確認し、訂正できるようになっていない電子契約、メール等の禁止
- ⑰ 通信販売における定期購入でないと誤認させる表示等
- ⑲ 利益が生ずることが確実であると誤解させるような断定的判断の提供

【どうなるのか】

- ① 知事・消費者庁長官による業務改善等の指示
- ② 知事・消費者庁長官による業務停止命令（最長2年）
 - ※ 処分を行った場合、事業者名等を公表
- ③ 知事・消費者庁長官による業務禁止命令
 - ※ 業務停止命令を受けた法人の取締役や業務統括者等の個人に対し、新たに法人を設立して業務を継続することなどを禁止
- ④ 懲役、罰金
 - ※ 個人のみではなく、法人にも罰則適用あり

（2）埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

この条例は、県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とし、県民のすべての消費生活に関し、事業者の果たすべき責務等を定めています。

- 特定商取引法の対象外となる取引類型も適用
- 知事による勧告
- 勧告を行った場合、原則として事業者名等を公表

（3）特定商取引法に係る健康食品販売の問題

- ① 販売目的等を告げない
 - アンケート、健康相談などと目的を偽って消費者に接近
 - 無料の商品配布、大安売りの日用品販売などを装った営業所等への勧誘
 - 会社の正式名称を告げず、〇〇協会など、あたかも公的機関であるかのように装って消費者を信用させる（会社名そのものが紛らわしい場合も）
- ② 商品その他の内容を偽る、誇大な宣伝
 - がん、アトピー、糖尿病に効くなどの違法・誇大な宣伝や勧誘トーク
 - 実態と異なる値引き表示、値引きのトーク
 - 自分は〇〇の資格を持っているなどと偽り、消費者に誤認を与える勧誘
- ③ 説明しなくてはいけないことを話さない
 - 商品の種類及びその性能もしくは品質
 - 数量（「お試しのつもりが定期購入になっていた」はだめ）
 - 値段、商品の内容
 - クーリング・オフの内容
 - 契約解除の制限
- ④ 迷惑勧誘、不安を与える勧誘
 - 「このままでは口■病になる」等、健康上の不安をあおるトーク
 - 長時間にわたり勧誘を続ける
 - 断っても執拗に何度も勧誘してくる
 - 夜遅く家に来る、職場に電話をかけてくる
- ⑤ 判断力不足、知識の不足に乘じた勧誘
 - 契約の内容を理解できない人への販売
 - 未成年者への販売
 - 明らかに支払い能力のない人への販売

～こんな相談が寄せられています～

訪問販売で酵素が体に良いとの説明を受け、薬と思い契約したら、清涼飲料水だった。 (訪問販売：72歳男性：4万円)
繁華街で声をかけられ、ビルの中に案内され話を聞いた。ダイエットサプリを2年契約で購入。1年目は痩せやすい体を作る期間、2年目は太らない体を維持する期間と説明された。学生なのに高額なクレジット契約をさせられ、服用したサプリメントが体に合わず下痢を繰り返した。 (キャッチセールス：22歳女性：31万円)
ジュースを飲むと糖尿病が良くなると言われ、1ケース6本入りで15ケース契約した。飲み続けたが全く効かなかった。 (マルチ商法：66歳男性：40万円)
娘が携帯のSNSで知り合った人から紹介された健康食品のマルチ商法で、高額な健康食品を購入した。紹介した人に言われてクレジットカードを4枚も作った。 (マルチ商法：58歳女性：100万円)
健康講座を受け、持病を相談したら健康食品が良いと言われ購入した。食べているうちに持病が悪化。医師に相談したところ、すぐに止めるように言われた。 (講習会商法：70歳女性：124万円)
チラシを見て食事療法の店を知り、訪問し説明を受けたところ、多数の糖尿病完治者がいると知らされた。購入した食品で食事療法実施後、栄養失調で入院となった。 (講習会商法：73歳女性：68万円)
スマートフォンの広告を見て、お試しのつもりで青汁を650円で購入した。飲んでみると体にあわず下痢になった。2回目が送られてきて定期購入だと気が付き、業者に電話をして体にあわないことを伝えたが、「3回購入しないと解約できない。」、「服用量を減らしてみるよう。」と言われた。服用量を減らしても下痢になり、3回目の支払い後、解約したいと電話をした。しかし、4回目も購入してもらうと言われた。 (定期購入：30歳代女性)
宅配便が届き、差出人を確認しないで、3,980円の代引き配達で荷物を受け取った。開梱したら注文した覚えのないサプリメントで、差出人にも心当たりがなかった。返品し返金してもらいたい。 (送り付け商法：70歳代男性)

相談窓口

◆ 食品衛生法・食品表示法・健康増進法・医薬品医療機器等法、健康被害の発生に関することは埼玉県内の各保健所

名称	所在地	電話番号	所管区域
埼玉県南部保健所	川口市前川1-11-1	048-262-6111	蕨市、戸田市
埼玉県朝霞保健所	朝霞市青葉台1-10-5	048-461-0468	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
埼玉県春日部保健所	春日部市大沼1-76	048-737-2133	春日部市、松伏町
埼玉県草加保健所	草加市西町425-2	048-925-1551	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
埼玉県鴻巣保健所	鴻巣市東4-5-10	048-541-0249	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
埼玉県東松山保健所	東松山市若松町2-6-45	0493-22-0280	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、東秩父村
埼玉県坂戸保健所	坂戸市石井2327-1	049-283-7815	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町
埼玉県狭山保健所	狭山市稻荷山2-16-1	04-2941-6535	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
埼玉県加須保健所	加須市南町5-15	0480-61-1216	行田市、加須市、羽生市
埼玉県幸手保健所	幸手市中1-16-4	0480-42-1101	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
埼玉県熊谷保健所	熊谷市末広3-9-1	048-523-2811	熊谷市、深谷市、寄居町
埼玉県本庄保健所	本庄市前原1-8-12	0495-22-6481	本庄市、美里町、神川町、上里町
埼玉県秩父保健所	秩父市桜木町8-18	0494-22-3824	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

さいたま市保健所	さいたま市中央区鈴谷7-5-12	048-840-2205	さいたま市
川越市保健所	川越市小ヶ谷817-1	049-227-5101	川越市
川口市保健所	川口市前川1-11-1	048-266-5557	川口市
越谷市保健所	越谷市東越谷10-31	048-973-7533	越谷市

◆ 埼玉県庁 電話 048-824-2111（代表）

県民生活部 消費生活課 (内線) 2933 (特定商取引法に関すること)

(内線) 2934 (墨品表示法に関すること)

保健医療部 薬務課 (内線) 3622 (医薬品医療機器等法に関すること)

食 品 安 全 課 (内線) 3611 (食品衛生法・食品表示法に関すること)

健 康 長 寿 課 (内線) 3585 (健康増進法・食品表示法に関すること)

発行

埼玉県（埼玉県健康食品対策連絡協議会）

令和8年1月改訂